

保護者様

学校では以下のように指導しております。ご理解・ご協力をお願いします。

岐高生として 有意義な夏休みを過ごそう

- ・夏休みは暑さと開放感のために、ややもすれば生活が乱れがちになります。生活のリズムを崩すことのないよう心がけ、目標を達成できるよう、充実した夏休みにすること。
- ・頭髪や服装についても、平常の登校期間と同様、端正であるよう努めること。

1. 計画的で規律ある生活を送ろう

- (1) 自己に適した生活や学習の計画を立て、規律ある生活をしよう。
- (2) 古今の名著と言われる作品や学校の推薦図書の読破に挑戦しよう。若き日の読書は、生涯の心の糧となるものである。
- (3) 諸大学の公開講座やオープンキャンパス・本校の課題講座や部活動など、学校内外で行われる諸行事に積極的に参加しよう。

2. 健康で安全な生活を送ろう

- (1) 定期健康診断で発見された疾病については、この機会に完全に治療しよう。
- (2) 交通事故にくれぐれも注意しよう。一瞬の油断やあせり・交通ルール違反が、一生取り返しのつかない怪我や事故につながる。交通ルール・マナーを遵守すること。
- (3) 「四ない運動」(車に乗らない・車を買わない・運転免許を取らない・責任を持てる保護者・家族以外の車に乗せてもらわない)を理解し、厳守すること。
- (4) 開放的な服装となる盛夏には、不審者などによる性的被害も多くなります。危険を伴う場所には近づかず、万が一の場合は身の安全を確保してからすぐに「110番通報」をすること。
- (5) 水泳を行うときは準備運動を必ず行い、事故防止に万全を期そう。遊泳禁止の河川では泳がないこと。また、部活動においては熱中症に気をつけ、水分補給を怠らないこと。

3. 社会の一員たる自覚を持とう

- (1) 家事などを手伝い、家族の一員としての連帯感を深めるように努めよう。また、将来の進路などについて家族と話し合いの時間を持とう。
- (2) 美術館・博物館・科学館・図書館などを利用し、より感性豊かな生活を送ろう。(岐阜県立の美術館や博物館は高校生は入場無料です。図書館では自習をしないこと。)
- (3) インターネットや携帯電話などの情報通信手段を利用する時には、モラルやマナーについては十分配慮し、被害者・加害者になってしまうことのないようにしよう。様々なインターネットサイトへの書き込みなどは、情報交換等本来の目的を逸脱せず、他人を傷つけるようなことが決してないようにすること。一旦書き込んだものは必ず痕跡が残り、個人名は特定できます。大きな訴訟問題に発展した例もあります。また「出会い系サイト」などは決して利用しないこと。

*参考

ホームページ
Eメール

http://school.gifu-net.ed.jp/gifu-hs/
c27301@gifu-net.ed.jp

許可や届けを必要とする事項

- ・夏休み中も、岐高生の一員であることを自覚して行動するよう切望します。
- ・特に次の許可や届けを必要とする事項については良く理解し、該当者は事前に必ず手続きをして下さい。

- (1) 休み中に登校して教室・運動場・体育館等の施設や備品を使用する場合は、担任や顧問の指導監督のもとで使用すること。
- (2) 部活動等で合宿や研修旅行を行う場合には、必ず顧問の指導を受けること。
- (3) 国内旅行・海外旅行・登山・キャンプ等を行う場合には、保護者の承認を得て、担任の指導を受けるとともに生徒指導部に「旅行届」を提出すること。
ただし、海外旅行・登山・キャンプ・海水浴などは不測の事態も予測されるので、責任ある指導者や保護者の引率のもとで行うこと。
- (4) 小・中学校の同窓会に参加する場合には、高校生としての本分をわきまえること。
- (5) アルバイトをする場合は、保護者の同意を得て担任の助言を受け、生徒指導部に届けを提出すること。なお、目的や職種によっては許可しないこともある。
- (6) 校外団体が主催する諸活動に参加する場合には、保護者の同意を得て担任の指導を受けたのちに生徒指導部に届けること。
- (7) 風紀上不健全な場所へは、絶対に立ち寄らないこと。夜間の外出や外泊は慎むこと。
特に夜10時以降の外出は県青少年保護育成条例によって禁止されている。
万一、警察官や捕縛員に捕縛を受けた場合には、直ちに担任に連絡して指導を受けること。
- (8) 一身上に変わったことや悩みがある場合には、早めに担任に連絡・相談すること。また、外部の相談機関の活用・専門医の受診等も長期休暇を利用するとよい。

★ いじめ・不登校・学習・進路等についての相談電話（県教育委員会）

- ◇ いじめ相談 24 0120-740-070 または 058-274-0010 夜間・休日・祝日全24時間体制
- ◇ 発達相談(かがやきダイヤル) 0120-743-070 月～金 8:30～18:15
- ◇ 教育相談(ほほえみダイヤル) 0120-745-070 月～金 8:30～17:15

★ 学校電話番号 058-251-1234 ★ クラス担任電話番号 (- -)

自転車利用に関する法令の改正について

一昨年度の7月1日より、「岐阜県道路交通法施行規則」が改正施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- 1) 携帯電話を使用しながら自転車を運転しないこと。
- 2) 傘を差しながら自転車を運転しないこと。
- 3) イヤホンでラジオ・音楽などを聞きながら自転車を運転しないこと。

学校でも呼びかけ・指導をしておりますが、まだ雨天時に傘を使用する生徒がおります。法的に禁止されたことは絶対に行わないよう、学校では今後指導徹底してまいります。ご理解・ご協力をお願いするとともに、保護者の責任において、雨天時のカッパの使用など、ご指導をお願いします。